

## 議第248号

## 負担付きの寄附の受納について

こども本の森京都（仮称）を整備するために必要な工事一式について、負担付きの寄附の申出があったので、次のように受納するものとする。

令和8年2月16日提出

京都市長 松井孝治

寄附の内容	こども本の森京都（仮称）（以下「本の森」という。）を整備するために必要な工事 一式
工事の場所	京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町553番地
寄附者	大阪市北区豊崎二丁目5番23号 株式会社安藤忠雄建築研究所
負担の内容	1 本市は、市会の議決を経て、公の施設（地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）として本の森を設置する旨の条例を定めたうえで、本の森を開館すること。 2 前項の条例に係る議案が否決されたこと又は本市の責めに帰すべき事由により本の森を開館することができないときは、本件寄附を解除し、当該寄附に係る費用を本市が負担すること。

## 提案理由

こども本の森京都（仮称）を整備するために必要な工事一式について、負担付きの寄附を受納する必要があるので提案する。